



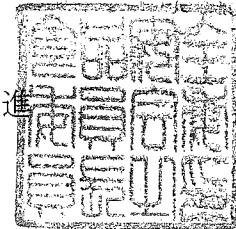
府食第798号  
平成26年10月14日

農林水産大臣

西川 公也 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成26年10月9日付け26消安第3255号をもって貴省から当委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

1. 今回意見を求められた普通肥料の公定規格の改正（2に該当するものを除く。）については、農薬が混入される肥料の規格を設定するものであり、当該肥料は農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく使用基準によって管理されるものであることから、食品を介して人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。
2. また、食用に供しない農作物等のみに使用される農薬（トリアジフラン、DCBN等）が混入される肥料の公定規格の設定については、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。
3. なお、リスク管理機関においては、当該肥料について農薬取締法に基づく管理を適切に行うとともに、食品健康影響評価を受けていない農薬については、評価が終了次第、必要に応じて使用基準を見直すべきである。